解散公告（第二回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都品川区戸越三丁目五番一号

戸越サマリヤマンション管理組合法人

清算人　向井今朝男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年二月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都八王子市子安町一丁目二番六号南口駅前ビル二階　医療法人社団アンフィニ

清算人　森屋　隆

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十三日

大阪市中央区安堂寺町二丁目四番一四号文健会館三階　関西文紙事務器厚生年金基金

代表清算人　西村　一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年六月十九日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十三日

沖縄県那覇市樋川一丁目七番一号ライオンズマンション樋川三〇三号室

管理組合法人ライオンズマンション樋川

清算人　新里　智英

第五期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

資産の部計	七五、五三八、三二八
負債及び純資産の部	
負債の部計	二六、〇〇七、六一五
純資産の部計	四九、五三〇、七一三
負債及び純資産の部計	七五、五三八、三二八

平成二十八年九月十三日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二一二一番地

一般社団法人くすみち

理事長　朝倉　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字三内字稲元四一番地二一、最後の住所青森市大字三内字稲元四一番地二一

被相続人　亡　阿部　秀美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

青森市中央一丁目一番二号メゾン青森A一階　森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　雄亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市湊一六七三番地、最後の住所宮城県仙台市太白区桜木町二一番六号

被相続人　亡　秋津　道代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号Ever－I片平丁ビル六階　前田誓也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　誓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東置賜郡高畠町大字高畠七一〇番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井上　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

事務所　山形県東置賜郡大字相森八一番地の八

相続財産管理人　司法書士　髙橋　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市飯田五丁目一番、最後の住所山形県山形市宮町四丁目一番二三－一〇二号コーポエクセル　被相続人　亡　関　常子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

山形市七日町一丁目四番一八号　トラッドセブン三B

相続財産管理人　弁護士　山川　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市旭町五丁目一二番、最後の住所埼玉県草加市旭町五丁目一二番二二号コーポ井上一〇一号

被相続人　亡　井上カツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目七番二八号ライトハウス一階　かわち法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河内　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区台東三丁目一二番地二二、最後の住所千葉県船橋市丸山三丁目六番一七号　被相続人　亡　太田　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

事務所千葉県船橋市本町一－二六－二船橋SFビル四階　葛南総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩井　浩志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋町五丁目一〇二〇番地、最後の住所東京都八王子市西寺方町七六番地八王子福祉園　被相続人　亡　大平　岩男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市大矢部三丁目六一九番地五、最後の住所神奈川県横須賀市大矢部三丁目二七番八号　被相続人　亡　森　秋義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

事務所東京都中央区銀座七丁目一一番三号矢島ビル七階三好総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　央子

第38期決算公告

平成28年9月13日

名古屋市天白区道明町71番地

株式会社香味小夜子

代表取締役　野田　明孝

貸借対照表の要旨

（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	328,874
	固定資産	336,832
	資産合計	665,707
負債及び純資産の部	流動負債	397,093
	固定負債	275,121
	株主資本	△ 6,507
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 36,507
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	△ 44,007
	（うち当期純利益）	(69,098)
	負債・純資産合計	665,707